



新税務署長に聞く

念願だった青森県勤務 DX推進で 八戸の事業者を後押し

「東北六県を制覇したくて、ずっと青森県勤務を希望していました」と、小野昌俊署長。昭和60年に仙台国税局に採用され、最初の配属先は仙台北税務署の間税部門。消費税導入前の物品税を担当し、宝石や毛皮など、高級品の真贋の見分け方を習得しました。その後は米沢・山形・いわき・秋田北・郡山税務署など東北各地を歴任し、今回の青森県が六県目となります。

40年を超えるキャリアを通じて、延べ16年間と最も長く在籍したのが調査査察部。映画「マルサの女」に感銘を受けて希望を出し続け、平成14年に念願叶って仙台国税局調査査察部へ。大口・悪質な脱税事件で、家宅搜索(「ガサ」)・張り込み・取り調べを経験しました。

現場は刑事ドラマさながら。隠し金庫から一億円、土中から何億円もの債券を発見した事例もあるとか。昭和24年の国税庁開庁式でGHQのハロルド・モス氏が残した、税務職員のあるべき姿を示した言葉「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」という言葉を胸に刻み、仕事をしてきました。

能代税務署長を経て、今年7月に八戸税務署長に就任。中心街のにぎわいに感心し、8月8日に行われた「食の冒険者が憧れるまち・八戸」を踏まえたインバウンド・観光・飲食業の動向にも注目しているといいます。

一方で、地域企業の発展に向けてはDXの推進が重要だと考えています。青森県では企業のDX化が全国平均より遅れている現状も踏まえ、説明会などを通じて国税庁が推進するe-Tax・キャッシュレス化等の税務手続きデジタル化を八戸でも積極的に進める方針です。

「DXは税務手続きの利便性向上だけでなく、業務の合理化・効率化を通じた人手不足への対応にもつながります。また、若い世代に選ばれる魅力ある職場づくりを考える上でも重要です。税務署としても事業者の皆さまのDXを後押ししていきたいと考えていますので、電話相談センターや税務署の個別相談をぜひ活用してください」と、そう力強く語りました。

おの まさとし
小野 昌俊さん

山形県長井市出身

昭和60年 仙台国税局採用
仙台北税務署 間税部門配属
平成3年 築館税務署 調査部門 法人課税担当
平成30年 仙台国税局 調査査察部 特別国税査察官
令和5年 国税庁監察官(仙台派遣)
令和6年 能代税務署 署長
令和8年 八戸税務署 署長

税理士コラム

電子帳簿保存法は義務化以降どう変わった?(これまでと)今後の制度変更のポイント

辻・本郷税理士法人 八戸事務所 税理士 今 孝 人

義務化スタートから2年、現場はどう変わった?

2024年1月に義務化された「電子取引のデータ保存」ですが、簡単にいえば「電子取引」に該当するものは、必ず「電子データ」で保存することが必要」という改正になります。たとえば、紙でなくデータで請求書を受け取る場合にはこの「電子データ」に該当するため、一定の要件(真実性・可視性)を満たすようにして保存しなければなりません。

改正当初はシステム選びや社内ルールの策定に頭を悩ませる企業が続出しましたが令和5(2023)年12月まで宥恕措置、それ以降は以下に引用する猶予措置が設けられています。

このため、本格的なシステム導入は先送りし、最低限の対応をしながらなんとか急場を凌いでいる企業が多く見受けられます。

令和5年度税制改正での猶予措置

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応が不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ	保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です)
ロ	税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

※国税庁「電子帳簿保存法の内容が改正されました」より引用

なお、要件を満たさない保存は原則として認められないため、適切な対応は引き続き不可欠です。

令和7・8年度税制改正で何が変わる?

(令和9年1月施行予定)
そして、いよいよ令和9(2027)年1月から施行予定なのが、令和7・8年度税制改正に基づく新ルールです。
簡単にまとめると、法人・個人を問わず、以下の要件ののっとって送受信・保存した電子取引については、重加算税の10%加重措置の対象から除外されます。

送受信・保存の要件(ルール)

※令和7年度税制改正による

新設する送受信・保存の要件※1、2	
改ざん防止の確保	電子取引データの送受信・保存を訂正削除履歴が残るシステムで行うこと
記帳の適正性確保	電子取引データの金額を訂正削除したうえで電子帳簿に記録した場合、訂正削除の事実・内容を確認できるシステムを使用すること
電子帳簿との相互関連性確保	電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

※1要件を満たしていることについて、あらかじめ保存義務者による届出書の提出が必要です
※2電子取引データの送受信・保存にあたっては、「見誤可能装置の備付け」、「システム概要書の備付け」および「検索機能の確保」といった要件を満たす必要があります

青色申告特別控除について(個人事業主)

要 件	令和9年分以降(控除額)
複式簿記 ＋イ 電子申告(e-Tax) ＋ロ 優良な電子帳簿 もしくは請求書データ等との自動連携	75万円
複式簿記＋電子申告(e-Tax)	65万円
複式簿記＋書面での申告	10万円

このように、65万円控除を適用するには電子申告は必須となる一方、電子帳簿保存法に関連するデジタル対応をクリアすることで+10万円の上乘せ控除ができるような仕組みになっています。

そのため、例えばすでにe-Taxでの電子申告をおこなっており、かつ要件に該当する会計システムを利用している場合には、令和9年分の所得税から控除額を75万円にアップできる可能性が出てきます。

注意点としては、適用を受けようとする年の法定申告期限までに届出を提出する必要があること、そのうえで各種要件に該当する帳簿保存などをおこなっておく必要もあるため、適用を目指す際には必ず要件などを確認するようにしましょう。

おわりに

お読みいただいたとおり、電子帳簿保存法にはさまざまな要件やペナルティがあったり、今後の改正については控除額が増えるようなメリットも用意されていたりと、すべてを理解するためには多くの情報が必要となります。

給与支払者向け年末調整説明会のご案内

令和8年分の給与所得にかかる年末調整関係事務に関する説明会を開催します。

開催月日	説明会開始・終了時間	開催場所	定員
11月18日(水)	13:30~16:00	八戸商工会館「3階大ホール」	80人

税務署からのお知らせ

■国税相談専用ダイヤル

国税に関する「一般的な相談」をお受けします。全国一律の料金でご利用いただけます。
☎0570-00-5901 8:30~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)

■年末調整関係書類の備付けについて

本年から八戸税務署に年末調整関係書類の備付けは行いませんので、必要に応じて国税庁HPより出力してご使用ください。